

岐阜県公報

号外 (2) 平成二十年十月一日

目 次

公 示

平成二十年度岐阜県一般任期付職員（職業訓練指導員）採用選考の実施

(人 事 課)

ページ

岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年岐阜県条例第三十八号）第一条第一項の規定により、平成二十年度岐阜県一般任期付職員（職業訓練指導員）採用選考を次のとおり実施します。

平成二十年十月一日

岐阜県知事 古 田 筆

この選考は、岐阜県一般任期付職員として岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校において専門的な知識と経験を生かして、ものづくり産業を牽引していくための必要な知識と技術を兼ね備えた人材を育成する業務に従事する職員を採用するために行います。

一 選考名及び採用予定人員

選 考 名	採 用 予 定 人 員
一般任期付職員（職業訓練指導員）採用選考	一 名

二 任期

採用の日から三年間（予定）

三 応募資格

応募資格

1 次に掲げる要件をすべて満たす者
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十二条

第一項第七号に掲げる者

2 居住システム（建築）に関する専門的な知識と経験を有するどじむ、教育訓練に関して適切に指導することができる能力を有する者

3 民間企業等における職務経験が平成二十年四月一日現在通算して十年以上ある者

「民間企業等における職務経験」は、会社員、自営業者等（公務員を除く。）として一年以上継続して就業した期間を通算して計算します。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から一年を経過しない者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者なお、最終合格決定後、職務経験期間を確認するため、応募者が勤務していた勤務先の作成する職歴証明書を提出していただきます。申込書の記載内容に虚偽又は不正確なことが判明した場合は、合格を取り消します。

四 選考の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 日時及び場所

平成二十年十月三十日（木）午前十時から岐阜県庁において行います。

2 方法

(一) 書類選考

応募者が専門的な知識と経験を有しているか、及び職業能力開発短期大学校の専門課程の職業教育訓練に関して適切に指導することが可能であるかについて、申込書の記載内容をもとに選考を行います。

(二) 口述選考

人物及び専門的知識について個別面接による選考を行います。

(三) 適正検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

四 身体検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 合格者の発表

平成二十年十一月初旬までに合格者を決定した上、受験者全員に合否の結果を通知します。

五 採用予定時期及び給与

1 採用予定時期は、原則として平成二十一年四月一日です。

2 給料は、岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の規定に基づき、学校卒業後の民間等における職歴その他を勘案のうえ決定されます。扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

六 申込手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県産業労働観光部労働雇用課で配布するほか、インターネットの岐阜県のホームページから入手することもできます。申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはつたて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県産業労働観光部労働雇用課へ請求してください。

岐阜県のホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/>

2 申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県産業労働観光部労働雇用課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、二五、八五七（住所不要）岐阜県産業労働観光部労働雇用課あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

3 受付期間

平成二十年十月一日（水）から二十一日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、十月二十一日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。